

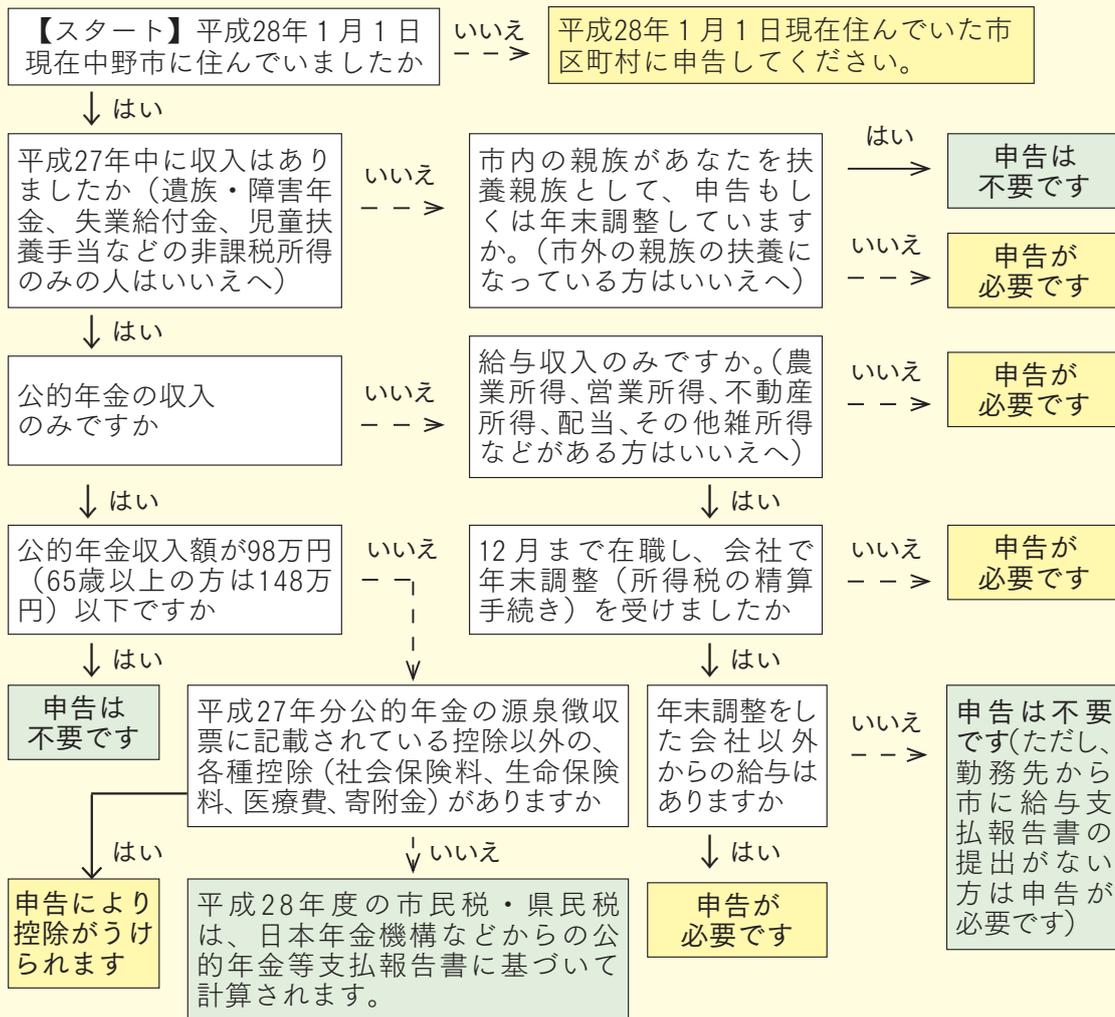
申告期限
3月15日(火)
まで

市・県民税の申告は市役所へ

問 市・県民税…税務課課税係
所得税など…信濃中野税務署
問 電話 (22) 21111 (内線 225)
(22) 3151

個人市民税・県民税は、平成27年中の所得に対して平成28年度に課税される税金です。次の日程により申告相談を行いますのでお越しください。

◆申告の要否判断フローチャート



◆市・県民税の申告が必要な方は、次のとおりです

居住地	収入の有無	申告を必要とする方
平成28年1月1日現在、中野市に居住していた方	平成27年中に収入があった方	○所得税の確定申告は必要ないが、営業・農業・不動産・配当・雑（公的年金以外）・一時所得などがある方 ○所得が給与のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されていない方 ○給与以外に20万円以下の所得がある方
	平成27年中に収入がなかった方	○市外に居住している親族などに扶養されている方 ○所得課税証明書（非課税証明書）が必要な方 ○国民健康保険加入者および加入者のいる世帯の方

※平成27年中に収入がない場合でも、申告をしないと市で収入の有無や額を把握できず、国民健康保険税の軽減措置や所得税課税証明書の発行、福祉サービスなどが受けられないことがあるため、申告をお願いします。

※市内の親族に扶養されていて、その親族に申告や年末調整で扶養として届けられていれば、申告は不要です。

※平成27年に市・県民税の申告をした方などに、「市民税・県民税申告書」を送付しました。（届いた方全てに申告義務があるとは限りません）

なお、市・県民税の申告書は、市役所税務課のほかに豊田支所でも配布しています。

※所得税の確定申告が不要でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。

◆申告相談日程

期日	2月										3月										
	16	17	18	19	22	23	24	25	26	29	1	2	3	4	7	8	9	10	11	14	15
	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火
対象地区	中野会場 還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告
	豊田会場 上今井	上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	※中野会場は、市民会館41号会議室(2階)、豊田会場は、豊田支所大会議室(2階)で行います。なお、中野会場へは、市役所本庁舎エレベーターをご利用いただけます。												

<受付時間> 午前8時30分～午後4時(申告相談の開始は午前9時から)

<相談会場> 中野地区：市民会館41号会議室(控室：42号会議室)
豊田地区：支所大会議室(控室：第2会議室)

※2月16日、3月1日・15日の「還付申告」日は、給与・年金所得の所得税の還付を受ける方(市内全地区)を対象とします。なお、対象地区の指定日以外でも相談は受けられますが、混雑をさけるため、できるだけ対象地区の指定日にお越しください。

※税務課窓口での相談はできませんので、相談会場にお越しください。

◆申告に必要なものは、次のとおりです

- ①市民税・県民税申告書(事前に市から送付された方)
- ②所得が明らかにできるもの(給与・公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書)
- ③収入および必要経費を記入した収支内訳書(営業・農業・不動産所得がある場合のみ)
- ④社会保険料などが分かるもの(国民年金、国民年金基金保険料控除証明書・本市以外の市区町村や健康保険組合などに支払った保険料がある場合は、支払金額を証明するもの)
- ⑤生命保険料・地震保険料・損害保険料控除証明書
- ⑥支払った医療費の領収書
- ⑦認め印
- ⑧申告者の口座が分かるもの(所得税の還付を受ける方)



申告・相談の前に確認しましょう！

☞ 電話で相談日を予約できます

予約専用電話 ☎(38)1300
受付期間 3月14日(月)まで
(土・日・祝日を除く)

受付時間 午前8時30分から
午後5時15分まで

※予約なしでも相談はできますが予約者優先となります。

☞ 事前に集計を済ませてください

「収支内訳書」を提出する方や「医療費控除」のある方は、必ず事前に集計を済ませてから申告会場にお越しください。集計していない場合、集計後に申告相談を受けていただくこととなります。

☞ 郵送でも提出できます

3月15日(火)までに、記入した「申告書(電話番号を必ずご記入ください)」や「各種証明書」などを税務課あてにお送りください。

なお、税務課、豊田支所、北部公民館、西部公民館、永

田窓口サービスステーションに設置してある投函箱に投函することもできます。(ただし、所得税の確定申告書は投函しないでください。)
次のような所得税申告のご相談は、信濃中野税務署で行っています。

☞ 所得税申告の相談は税務署へ

☎ 信濃中野税務署
(22)3151

○ 次の申告に係るもの
青色申告、準確定申告(平成27・28年中に亡くなった方の申告)、延納の届出、更正の請求、海外に被扶養者がいる方の申告、修正申告

○ 所得や控除に係るもの
雑損控除の申告、土地建物(収用を除く)や株式・先物取引の譲渡所得や損失の繰り越しがある申告、介護保険サービスの医療費控除額に不明なものがある申告
○ 所得税の税額控除に係るもの
住宅ローン控除(初年度)、外国税額控除、政党寄附金特別控除など